

稲敷市における新型コロナウイルスに対する対策について（4/8 16:00 現在）

①国・県の動向について

（報告）

- ・ 4月7日に首相より緊急事態宣言を発令。
- ・ 7都府県の対象ではないが、茨城県知事より「都市部などへの感染が拡大している地域への移動は自粛するなど慎重に判断していただきたい」とコメントされた。

②市立学校の対応状況について

（報告）

- ・ 4月8日から21日まで臨時休校の要請を行った。児童クラブの対応に加え、市非常勤職員（会計年度任用職員）による勤務を4月8日より実施。家庭で面倒を見られない子どもたちの見守りを行う。実施時間は8時から15時まで（児童クラブ参加者は13時以降児童クラブでの生活）保護者の送迎、弁当の持参を案内した。
- ・ 来週から各学校の巡視を行い、学校現場及び課題の把握を行う。
- ・ 学校再開に向けた検討
 - ① 4月16日に検討会を行い、再開か休校要請継続かを判断する。
 - ②①の内容は、保護者宛てに市よりメール配信。詳細は各学校からのメール配信。
 - ③関係者（スクールガードリーダー等）においては、学務管理課が個別連絡を行う。
- ・ 始業式時にプリントなどを配布しているが、学習の遅れなども含めた授業の進め方については、検討委員会を立ち上げて協議中。
- ・ 養護教諭により学校ごとに整備されている危機管理マニュアルを参考にし、消毒への対応を再確認する。
- ・ 来校者への対応など、想定される事案をマニュアル化し危機管理に努める。

③市職員が感染及び濃厚接触者となったときの対応について

（報告）

- ・ 発生から業務再開までの基本的な流れ
 - ①感染者確認（感染者の来庁が確認された）→②業務を中止し速やかに全館消毒→③感染職員及び接触者は自宅待機とし、業務を継続。
- ・ 消毒については保健所の指示を仰ぎながら実施。
- ・ 必要不可欠な最小限の業務を継続するため、早急に業務の洗い出しを行う必要がある。
- ・ テレビ電話などのツールを利用することも検討中。

（決定）

- ・ 継続しなければいけない必要不可欠な最小限の業務内容を4月9日までに洗い出す。
- ・ 本部会議前に部長会議を開催し、内容の精査を行い、対策本部に上げる。

④市役所業務について

- ・ 市民の皆様のリスクも考え、来庁いただかなくてもできるような手続きについて整理し周知する必要があるため、早急に取りまとめを実施する。
- ・ 市役所内部においても、さらなる節電、経費削減などを取り組む。

- ・市役所内のロビーなどにおいても、接触リスク軽減のための対策を行う。

⑤その他

- ・職員の体調管理については、出勤前自宅での検温を徹底。
- ・市内中学校・小学校・幼稚園・保育園・子ども園（いずれも私立を含む）に対し、子ども達1人あたり2枚布マスクを、準備が整い次第配布を行う。
- ・万が一の感染者発生に備え、感染者・接触者追跡調査ができるように、対策を講じる。